

証券コード 2359
平成28年 6 月 2 日

株 主 各 位

東京都世田谷区三軒茶屋一丁目22番3号

株式会社 **コア**

代表取締役社長執行役員 松 浪 正 信

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

このたびの「平成28年熊本地震」により被災された皆様に謹んでお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申しあげます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださるようお願い申しあげます。

【書面（議決権行使書）により議決権を行使される場合】

後記株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後6時（営業時間終了の時）までに到着するよう折り返しご送付ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権行使サイト（<http://www.evotc.jp/>）にアクセスいただき、後記株主総会参考書類または議決権行使サイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討のうえ、画面の案内に従って賛否を入力し、平成28年6月23日（木曜日）午後6時（営業時間終了の時）までに、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。議決権行使サイトより議決権をご行使いただく場合、別途63頁記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都世田谷区三軒茶屋一丁目22番3号
コアビル 会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項**
1. 第47期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案** 定款一部変更の件
- 第 2 号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第 3 号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第 4 号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第 5 号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第 6 号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

以 上

（お 願 い）◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（お知らせ）◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.core.co.jp/>）において修正後の事項を掲載いたしますのでご了承ください。

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

＜当連結会計年度の業績概要＞

	連結業績		増 減 (B)－(A)	増減率 (B)／(A)－1
	平成27年3月期(A)	平成28年3月期(B)		
	百万円	百万円	百万円	%
売上高	18,925	19,195	269	1.4
営業利益	644	754	110	17.1
経常利益	667	810	142	21.3
親会社株主に帰属する当期純利益	370	514	144	39.1

当連結会計年度の我が国経済は、企業収益の改善が進み、生産、雇用、設備投資も回復基調に推移しましたが、新興国の経済成長の鈍化に加え、為替や株価の変動、資源価格の下落、さらには物価上昇等への懸念もあり、個人消費は依然として厳しい面が見受けられるなど、先行き不透明な状況が続いております。

情報サービス産業は、景気回復に伴う情報システムの更新、金融、公共を中心とする大型案件の開発、売上拡大を意識した攻めの投資など、受注環境は総じて好調な傾向にありました。しかしながら、世界経済の急激な減速感から企業マインドが慎重になり、今後の情報システムへの投資等が足踏み状態となることが懸念されます。

このような環境の下、当社グループは、積極的な新規顧客の獲得や既存顧客への提案型営業の強化、さらには顧客満足度の向上に努めるとともに、収益力の回復、拡大、新規ソリューションへの積極投資に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は19,195百万円（前連結会計年度比1.4%増）、営業利益は754百万円（同17.1%増）、経常利益は810百万円（同21.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は514百万円（同39.1%増）となりました。

当社グループの事業セグメントの概況は次のとおりです。

セグメント別		平成 27 年 3 月期(A)		平成 28 年 3 月期(B)		増減率
		金額	構成比	金額	構成比	(B) / (A) - 1
売上高		百万円	%	百万円	%	%
	SI ビジネス	14,860	78.5	15,012	78.2	1.0
	ソリューションビジネス	4,055	21.4	4,140	21.6	2.1
	その他	10	0.1	41	0.2	302.3
	計	18,925	100.0	19,195	100.0	1.4
営業利益	SI ビジネス	606	94.2	838	111.2	38.2
	ソリューションビジネス	18	2.9	△92	△12.2	—
	その他	18	2.9	7	1.0	△57.7
	計	644	100.0	754	100.0	17.1

<SIビジネス>

次世代車載システム開発や大手金融機関向け統合システム開発が伸長し、売上高は15,012百万円（前連結会計年度比1.0%増）となりました。営業利益は、重点分野への選択と集中を図り、要員稼働率と生産性が向上したこと等により838百万円（同38.2%増）となりました。

<ソリューションビジネス>

資産管理・PLMソリューションは減少しましたが、官公庁・自治体向けの新規ソリューションが本格的に立ち上がったことに加え、電子テロップの売上が堅調に推移したことにより売上高は4,140百万円（前連結会計年度比2.1%増）となりました。利益面では、次世代ソリューションへの転換を視野に入れた応用技術開発及び官公庁自治体向けの新製品への先行投資を増加させたことにより、営業損失は92百万円（同110百万円減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施しました設備投資の総額は672百万円で、その主な内容は、太陽光発電装置の新設、既存設備の更新、増設及びコンピュータ機器等の新設であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、事業を取り巻く社会・経済環境が大きく変化する中、情報サービス産業の核を目指す企業指針の下、目指すビジネスドメインを「受け身のビジネス開発から攻めのソリューション提供へ」、さらには「SI ビジネスからソリューションビジネスへと大きく舵を切る」ことが課題となっております。

このための成長戦略が重点推進6分野（車載、環境、医療、社会基盤、農業、クラウド）のさらなるビジネスの深堀です。

さらには、当社グループの特長を生かした、電子テロップ等のメディア関連、GNSS（Global Navigation Satellite System）等の新たなソリューションビジネスの拡大を目指してまいります。

これらを推進し実現することが当社グループの中期的なゴールであり、そのために随時変化する社会や産業の課題に立ち向かう「産業革新を牽引するコアベンダー」を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分		平成25年 3 月期	平成26年 3 月期	平成27年 3 月期	平成28年 3 月期 (当連結会計年度)
売 上 高	(百万円)	20,007	19,358	18,925	19,195
経 常 利 益	(百万円)	754	341	667	810
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	(百万円)	514	221	370	514
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	(円)	36.24	16.00	26.96	37.13
総 資 産 額	(百万円)	15,052	14,753	15,256	15,169
純 資 産 額	(百万円)	7,916	7,372	7,687	7,915
1 株 当 たり 純 資 産 額	(円)	553.39	536.28	555.33	567.29

(注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

2. 平成28年3月期の概況は「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分		平成25年 3 月期 第44期	平成26年 3 月期 第45期	平成27年 3 月期 第46期	平成28年 3 月期 第47期(当期)
売 上 高	(百万円)	16,824	15,884	15,053	15,244
経 常 利 益	(百万円)	741	245	479	652
当 期 純 利 益	(百万円)	548	184	294	448
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	(円)	38.63	13.37	21.47	32.32
総 資 産 額	(百万円)	13,382	13,344	13,213	13,269
純 資 産 額	(百万円)	6,745	6,160	6,256	6,493
1 株 当 たり 純 資 産 額	(円)	472.00	448.46	453.35	466.52

(6) 重要な子会社の状況（平成28年3月31日現在）

会 社 名	所 在 地	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ラムダシステムズ	東京都世田谷区	百万円 20	% 100.0	ソリューションビジネス
株 式 会 社 ギ ガ	東京都世田谷区	99	100.0	SIビジネス
株 式 会 社 プ ロ ネ ッ ト	神奈川県川崎市	40	100.0	SIビジネス
コ ア 興 産 株 式 会 社	東京都世田谷区	430	100.0	その他
コアネットインタナショナル株式会社	神奈川県川崎市	200	98.6	ソリューションビジネス
北 京 核 心 軟 件 有 限 公 司	中 国 北 京 市	千人民元 1,060	67.0	SIビジネス

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは独立系のITソリューションサービス企業として、大手コンピュータメーカーの枠組みにとらわれることなく、常にエンドユーザ主体のサービスを中心に情報サービス産業の事業展開を図っており、「SIビジネス」及び「ソリューションビジネス」の2つの事業セグメントにおいて、全方位のトータルソリューションを上流から下流まで一貫通貫のサービスとして提供しております。

(8) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

① 当 社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都世田谷区	北海道カンパニー	北海道札幌市
ビジネスソリューションカンパニー	東京都世田谷区	中部カンパニー	愛知県名古屋市
エンベデッドソリューションカンパニー	東京都世田谷区	関西カンパニー	大阪府大阪市
プロダクトソリューションカンパニー	東京都世田谷区	中四国カンパニー	広島県広島市
先端組込み開発センター	神奈川県川崎市	九州カンパニー	福岡県福岡市
東 関 東 カ ン パ ニ ー	茨城県日立市		
その他の事業所所在地	秋田市・仙台市・千葉市・静岡市・飯田市・山口市・北九州市		

② 子会社

重要な子会社及びその所在地は「(6) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
1,323(64)名	47名減(5名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

② 当社の従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
996(40)名	21名減(5名減)	39.5歳	15.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

(10) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,313
株式会社みずほ銀行	693
株式会社三井住友銀行	691
株式会社常陽銀行	190
明治安田生命保険相互会社	46

- (注) 上記の他、従業員持株E S O P信託の借入金が、208百万円あります。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,209,858株（自己株式624,722株を除く）
- (3) 株主数 8,172名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社タネムラコーポレーション	2,095	14.7
株式会社シージー・エンタープライズ	1,972	13.9
コア従業員持株会	889	6.3
有限会社タネムラ・フジワラ	649	4.6
種 村 良 平	420	3.0
種 村 良 一	415	2.9
種 村 美那子	372	2.6
神 山 恵美子	355	2.5
種 村 明 美	354	2.5
牛 嶋 友 美	354	2.5

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式624,722株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 なお、自己株式（624,722株）には、「従業員持株E S O P信託」導入において設定した、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口・75609口）所有の当社株式291,100株を含んでおりません。
3. 持株比率は、自己株式624,722株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成25年7月30日開催の取締役会決議により、当社の業績向上に対する従業員の労働意欲の向上や従業員の経営参画を促すとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することにより中長期的な企業価値を高めることを目的とし、当社従業員のインセンティブ・プランとして「従業員持株E S O P信託」を導入いたしました。

本プランにより当該信託が取得する株式につきましては、当社の会計処理においては、その取得及び売却を自己株式の増加または減少として連結計算書類及び計算書類に反映させることとなりますが、当社が取得したものではないため、本項における自己株式数には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
種 村 良 平	代表取締役会長 最高経営責任者	
松 浪 正 信	代表取締役社長執行役員 最高執行責任者 先端組込み開発センター担当	
大 内 幸 史	取締役専務執行役員 ソリューションビジネス本部長 プロダクトソリューションカンパニー管掌	コアネットインタナショナル株式会社 代表取締役社長
市 川 卓	取締役専務執行役員 最高財務責任者 最高情報責任者 管理統括本部長兼情報企画部長	
神 山 裕 司	取締役専務執行役員 エンベデッドソリューションカンパニー社長	
坂 口 省 吾	社外取締役	エース証券株式会社顧問 株式会社アインホールディングス顧問
林 良 造	社外取締役	シティバンク銀行株式会社取締役（非常勤） 明治大学国際総合研究所所長
木 下 利 之	監査役（常勤）	
鈴 木 正 明	監査役	公認会計士・税理士鈴木正明事務所所長 JESCOホールディングス株式会社常勤監査役
上 村 光 昭	監査役	学校法人都城コア学園理事兼 都城コアカレッジ・都城デンタルコアカレ ジ事務長

- (注) 1. 取締役坂口省吾氏及び林良造氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役鈴木正明氏及び上村光昭氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役鈴木正明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役坂口省吾氏及び林良造氏、監査役鈴木正明氏及び上村光昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 社外監査役澤昭裕氏は、平成28年1月16日に逝去し、同日付で社外監査役を退任いたしました。

6. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役を兼務する執行役員を除き、以下の12名で構成されております。

常務執行役員	新 幸 彦	(中四国カンパニー社長)
常務執行役員	雨 宮 直 喜	(プロダクトソリューションカンパニー社長)
常務執行役員	大 北 茂 樹	(関西カンパニー社長)
執行役員	桜 井 美津夫	(品質保証本部長)
執行役員	小 林 聖 敬	(経営管理室長)
執行役員	真 下 研 一	(東関東カンパニー社長)
執行役員	西 出 隆 広	(先端組込み開発センター長)
執行役員	田 中 秀 彦	(中部カンパニー社長)
執行役員	浅 川 清 志	(九州カンパニー社長)
執行役員	松 岡 智	(関係会社担当、秘書室管掌)
執行役員	中 田 守	(ビジネスソリューションカンパニー社長)
執行役員	千 葉 直 樹	(北海道カンパニー社長)

(2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	135百万円 (10百万円)	株主総会の決議(平成11年6月28日改訂)による限度額、取締役年額3億円
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	16百万円 (4百万円)	株主総会の決議(平成11年6月28日改訂)による限度額、監査役年額3千万円
計	15名	151百万円	

- (注) 1. 上記には、平成27年6月25日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名を含んでおります。
2. 上記には、平成28年1月16日に逝去により退任した社外監査役1名分を含んでおります。
3. 上記のほか、平成27年6月25日開催の定時株主総会決議に基づき、退職慰労金を、退任取締役3名に対し6,090千円、退任監査役1名に対し442千円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	主な兼職先会社名	兼職の内容
社 外 取 締 役	坂 口 省 吾	エース証券株式会社 株式会社アインホールディングス	顧問 顧問
	林 良 造	シティバンク銀行株式会社 明治大学国際総合研究所	取締役（非常勤） 所長
社 外 監 査 役	鈴 木 正 明	公認会計士・税理士鈴木正明事務所 JESCOホールディングス株式会社	所長 常勤監査役
	上 村 光 昭	学校法人都城コア学園 都城コアカレッジ・ 都城デンタルコアカレッジ	理事 事務長

- (注) 1. 当社と社外取締役の兼職先との間には、特別の関係はありません。
2. 当社と社外監査役の兼職先との間には、特別の関係はありません。
3. 社外監査役澤昭宏氏（平成28年1月16日逝去）が代表取締役会長に就任しておりました三澤株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	坂 口 省 吾	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに経営を監督し、また、経営全般についての発言を行っております。
	林 良 造	当事業年度開催の取締役会15回（就任後開催された11回）のうち10回に出席し、幅広い経歴を通しての豊富な経験と見識をもとに経営を監督し、また、経営全般についての発言を行っております。
社 外 監 査 役	鈴 木 正 明	当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席し、公認会計士としての経験に基づいて、主に監査、会計についての発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	上 村 光 昭	当事業年度開催の取締役会15回（就任後開催された4回）のうち2回に出席し、学校経営の経験に基づいて、主に人材教育や人材育成の観点からの発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回（就任後開催された3回）中2回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	澤 昭 宏	当事業年度開催の取締役会には15回（退任までに開催された11回）のうち7回に出席し、組織マネジメント研究者としての知見を活かし、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には13回（退任までに開催された10回）中6回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除く。

③ 社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	30百万円
-------------------------	-------

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円
---	-------

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

(4) 会計監査人が受けた過去２年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 ３ヵ月
(平成28年１月１日から同年３月31日まで)
- ・ 業務改善命令(業務管理体制の改善)

③ 処分理由

- ・ 他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・ 運営が著しく不当と認められたため。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業績の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下の通りです。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役・使用人は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、各分掌に従い、内部統制システムを整備し、必要な諸規則の制定及び周知徹底を図るとともに、取締役会規程、執行役員規程等の関係規程を遵守しております。

- ・取締役会は、当社グループの倫理観・理念・指針、各ステークホルダー間の法令・定款・社内規程遵守のあり方を定めた「企業行動憲章」「企業行動基準」を定め、当社グループ全役職員に周知徹底しております。また、当社グループ全役職員はこれを遵守しております。
- ・日常の業務執行においては、全役員・従業員が定められた職務権限規程・組織規程・稟議規程に基づいた処理を実施するとともに、内部監査部門が法令・定款・社内規程・各管理マニュアル等に基づく業務処理の遵守状況を定期的に監査する体制を執っております。
- ・従業員の声を経営層が直接汲み取り、法令・定款違反その他諸問題の早期解決に取り組めるよう、当社グループ共通のホットライン制度として、秘匿性を確保した電子メールによる相談受付窓口を設置しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、業務執行会議議事録、その他重要会議の議事録及び稟議書等の取締役の職務の執行に係る重要な情報は、「文書管理規程」「内部情報管理規程」その他の社内規程に基づき、関連資料と共に取締役及び監査役が常時閲覧可能な状態にて適切に保存・管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理及び各部門の事業活動に伴うリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制の点検を通じ有効性を向上させるため、次の事項を定めております。

- ・経営状況の把握と営業・技術・管理等に関するリスク認識・対策検討の専管組織として、当社代表取締役社長執行役員が議長となる「業務執行会議」を設置し、当社グループの部門責任者（取締役・執行役員）及び社内外監査役が出席のもと、月例で開催しております。
- ・取締役会・業務執行会議と連携する組織として、「内部統制会議」「倫理委員会」「情報セキュリティ委員会」を常設し、当社グループの各分野のリスク把握・未然防止対策・再発防止策・従業員のリスク意識向上等の施策の実施、必要に応じた監査を行っております。
- ・部門責任者は、事業活動における当社グループの主要リスクを認識し、各分掌に基づく主管部門・委員会等とともに法令・定款・社内規程等の遵守体制の整備及び運用に努めております。
- ・内部監査部門は、当社グループのリスク管理体制について監査を行っております。主管部門及び被監査部門は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じております。
- ・有事における「事業継続計画」を整備し、これに従って対応することとしております。

④ 取締役・執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は執行役員制度を導入し、経営監督機関を取締役会が、業務執行機関を執行役員がそれぞれ担当するよう、「監督」と「執行」の分離を図っております。その上で意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その有効性を向上させるため次の事項を定めております。

- ・社内外より選任された監査役により構成された監査役会を設置し、公平・公正な経営監視のもと、グループ経営状態の迅速・正確な情報把握と意思決定を行う体制を整備しております。
- ・取締役会、業務執行会議、執行役員の各規程、組織規程及び職務権限規程により、各取締役、執行役員との分掌と権限を定めております。
- ・経営方針・経営計画に基づき、各期間における計数的目標を明示し、当社グループ内の各部門の目標と責任を明確にするとともに、計画と実績の差異分析等を通じて所期の経営目標の達成を図っております。
- ・経営・業務の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう当社グループ全体で業務の効率化・最適化を図っております。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体を対象にした法令等の遵守体制の整備及びグループ会社の経営自主性の尊重と適切な経営管理を両立させるため、次の事項を定めております。

- ・当社は、グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、「経営管理規程」を定めております。
- ・当社は「関係会社管理規程」により当社グループ会社に対し、倫理・法令等の遵守、会計基準の同等性確保、内部統制の維持・向上等に努め、必要に応じ内部監査部門及び監査役による監査を実施しております。
- ・当社の取締役及び監査役は、グループ各社から事業活動の定期的な報告と重要案件の事前協議を受けるとともに、グループ会社が当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼす事項を実行する際には、主管部門が適切な指導を行っております。
- ・当社は、当社の取締役及び使用人がグループ会社の役員に一定数就任することで、各社の経営意思を尊重しつつ、業務の適正性を確保することとしております。

- ⑥ 監査役がその職務の補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役（会）からの求めがあった場合は、監査役を補助する監査役スタッフを置くこととしております。監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従うこととし、取締役、執行役員からの独立性を確保するため、当該監査役スタッフの人事に関する事項は、監査役（会）との事前協議により定めるものとしております。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、法定の事項に加え、監査役の要請に応じ事業及び内部統制の状況等の報告を行っております。また、内部監査部門は内部監査の結果等を監査役に適宜報告しております。
 - ・当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、内部通報制度による通報状況及び内容のうち重要なものは、監査役へ適時に伝達しております。
 - ・当社は、監査役へ報告及び情報提供を行ったものに対し、それを理由として不利益な取り扱いは行っておりません。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役は監査役会と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関し、意見を交換しております。
 - ・重要な意思決定過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、業務執行会議その他の重要な会議に出席しております。
 - ・監査役会は、必要に応じ公認会計士、弁護士、その他外部アドバイザーを活用できるようにしております。
 - ・当社は、監査役会がその職務に係る費用の支払を求めた場合には、その職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、その費用を負担することとしております。

- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、企業グループ全体の財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定めております。代表取締役は、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、不備があれば是正する体制の構築を行っております。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断することを「企業行動憲章」「企業行動基準」に定め、基本方針としております。また、事態発生及びその恐れがある情報の提供を受けた際は、総務部門が適宜警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ速やかに対応するものとしております。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記（１）に掲げた「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」を整備しておりますが、当事業年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）のうち「会社法の一部を改正する省令」（平成26年度法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行後、その基本方針に基づき以下の取り組みを行い、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」が適切に運用されていることを確認しております。

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての運用状況」の概要は以下の通りです。

① 内部統制システム全般

当社及び当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門が定期的に監査し、是正・改善の必要がある場合には、速やかにその対策を講じております。

内部監査部門及び監査役の活動状況の概要は以下の通りです。

- ・内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行状況及び関係会社も含めたグループ経営執行状況の網羅的な監査を実施いたしました。
- ・監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、全ての取締役会に出席いたしました。また、当社代表取締役、内部監査部門、会計監査人と意見交換を行い、業務執行会議、事業戦略会議に参加することにより連携を図っております。

② コンプライアンス

当社は、当社及び当社グループ各社の全役職員に対し、その階層に応じた必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社は当社グループ共通の、秘匿性を確保した内部通報制度を設置しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社は、「業務執行会議」「内部統制会議」「倫理委員会」「情報セキュリティ委員会」というリスク管理体制を構築・運用する各種会議体において各種リスク認識・リスク対策検討を実施したほか、各種リスクの全社的な情報共有に努めることにより、損失の危機の管理を適切に実行しております。

また、有事における「事業継続計画」を整備し、突発的な事故や災害等に適切に対応できるよう努めております。

④ 主な会議体の開催状況

主な会議体の開催状況として、取締役会を15回開催することにより取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び透明性を高めるため、独立した社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は13回、業務執行会議は12回、事業戦略会議は12回、内部統制会議は12回、倫理委員会は12回、情報セキュリティ委員会は12回開催いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は経営の基本方針のもと、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けております。そのために、当社は継続的な成長と株主価値の最大化を目指すことで、企業発展の源泉としての利益確保に努めるとともに、株主の皆様に対して適正かつ安定した利益配分を継続することを目指しております。

こうした考え方から、連結ROEは10%以上の確保を目指すとともに、利益の配分として、連結配当性向は30%以上を継続的に実現し続けることを目指しております。

当期の剰余金配当につきましては、1株当たり20円を期末配当とし、この結果、連結配当性向は53.9%となります。次期の剰余金配当につきましても、連結ベースで配当性向30%以上を基準に、業績予想の達成状況等を勘案して決定する考えです。

内部留保金については、将来の経営基盤拡大に向けたM&A活動、新技術追求、新製品開発、戦略的な人材育成の原資とするほか、中長期的な成長戦略の原資としての有効活用及び業績向上と財務体質の強化を図り、株主の皆様のご期待に沿うよう努めていく所存であります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,708,182	流 動 負 債	5,406,067
現 金 及 び 預 金	1,527,828	買 掛 金	1,495,626
受取手形及び売掛金	4,075,625	短 期 借 入 金	2,284,398
商 品 及 び 製 品	110,135	未 払 法 人 税 等	224,520
仕 掛 品	366,671	賞 与 引 当 金	631,864
原材料及び貯蔵品	57,032	受 注 損 失 引 当 金	20,081
繰 延 税 金 資 産	278,902	製 品 保 証 引 当 金	9,722
そ の 他	296,924	そ の 他	739,853
貸 倒 引 当 金	△4,937	固 定 負 債	1,848,184
固 定 資 産	8,461,544	長 期 借 入 金	1,148,770
有形固定資産	6,124,100	役員退職慰労引当金	184,689
建 物 及 び 構 築 物	1,821,331	退職給付に係る負債	26,363
機械装置及び運搬具	387,982	リ ー ス 債 務	336,611
土 地	3,820,951	資 産 除 去 債 務	19,274
建 設 仮 勘 定	530	そ の 他	132,474
そ の 他	93,306	負 債 合 計	7,254,251
無形固定資産	459,236	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	313,802	株 主 資 本	7,741,103
ソフトウェア仮勘定	128,113	資 本 金	440,200
そ の 他	17,320	資 本 剰 余 金	152,412
投資その他の資産	1,878,207	利 益 剰 余 金	8,008,909
投 資 有 価 証 券	1,010,299	自 己 株 式	△860,418
繰 延 税 金 資 産	106,294	その他の包括利益累計額	154,835
そ の 他	761,613	その他有価証券評価差額金	106,456
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	18,158
		為 替 換 算 調 整 勘 定	30,220
		非支配株主持分	19,536
		純 資 産 合 計	7,915,476
資 産 合 計	15,169,727	負 債 及 び 純 資 産 合 計	15,169,727

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		19,195,066
売上原価		15,214,508
売上総利益		3,980,558
販売費及び一般管理費		3,226,201
営業利益		754,356
営業外収益		
受取利息	9,508	
受取配当金	35,489	
受取賃貸料	34,828	
補助金収入	8,227	
持分法による投資利益	16,053	
その他	17,945	122,052
営業外費用		
支払利息	48,950	
賃貸収入原価	11,789	
その他	5,397	66,137
経常利益		810,272
特別損失		
固定資産売却損	3,037	
出資金評価損	139	
投資有価証券清算損	115	3,292
税金等調整前当期純利益		806,980
法人税、住民税及び事業税	302,291	
法人税等調整額	△6,642	295,649
当期純利益		511,330
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△3,450
親会社株主に帰属する当期純利益		514,781

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	440,200	152,412	7,778,325	△949,472	7,421,464	201,503	—	40,673	242,177	23,720	7,687,362	
当 期 変 動 額												
剰余金の配当			△284,197		△284,197						△284,197	
親会社株主に帰属する当 期純利益			514,781		514,781						514,781	
自己株式の処分				89,054	89,054						89,054	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△95,047	18,158	△10,452	△87,341	△4,183	△91,525	
当 期 変 動 額 合 計	—	—	230,584	89,054	319,638	△95,047	18,158	△10,452	△87,341	△4,183	228,113	
当 期 末 残 高	440,200	152,412	8,008,909	△860,418	7,741,103	106,456	18,158	30,220	154,835	19,536	7,915,476	

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 6 社

連結子会社の名称

株式会社ラムダシステムズ

株式会社ギガ

株式会社プロネット

コア興産株式会社

コアネットインタナショナル株式会社

北京核心軟件有限公司

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の数 4 社

非連結子会社の名称

株式会社アコード・システム

株式会社コアファーム

上海核心信息技術有限公司

株式会社医療福祉工学研究所

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社、関連会社の数及び会社の名称

持分法を適用した非連結子会社の数 1 社

持分法を適用した非連結子会社の名称

上海核心信息技術有限公司

持分法を適用した関連会社の数 3 社

持分法を適用した関連会社の名称

ケイ・エヌ情報システム株式会社

株式会社古河市情報センター

株式会社ダイセック

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

株式会社アコード・システム

株式会社コアファーム

株式会社医療福祉工学研究所

株式会社東北情報センター

株式会社システムクリエイティブ

北京吉利科電子工程有限公司

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(4) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち北京核心軟件有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するにあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な修正を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品・製品・原材料…… 移動平均法

仕 掛 品…………… 個別法

貯 蔵 品…………… 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェア… 見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用のソフトウェア……… 見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース取引に係るリース資産

所有権移転外のファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来発生が見込まれる損失額を計上しております。

⑤ 製品保証引当金

顧客に納入した一部の製品に対して発生した製品保証に係る支出に備えるため、過去の実績等に基づき算定した金額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を適用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・先渡取引

ヘッジ対象・・・株式

・ヘッジ方針

株式の時価変動リスクを回避する目的で先渡契約を実施しております。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺する取引を行っているため、有効性の判定を省略しております。

③ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

・その他の工事 工事完成基準

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「リース債務」は61,293千円であります。

(追加情報)

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が13,064千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が15,188千円、その他有価証券評価差額金が1,910千円、繰延ヘッジ損益が213千円それぞれ増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

建物

601,118千円

土地

1,728,412千円

合計

2,329,530千円

担保に係る債務の金額

1年内返済予定長期借入金

142,760千円

長期借入金

857,240千円

合計

1,000,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3,340,292千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計 年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	14,834,580	—	—	14,834,580
自己株式				
普通株式	1,034,422	—	118,600	915,822

(注) 1. 自己株式の減少は、従業員持株E S O P信託による売却であります。

2. 当連結会計年度末の自己株式の株数のうち従業員持株E S O P信託が所有する株式数は、291,100株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (千円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成27年4月27日 取締役会	普通株式	284,197	20.00	平成27年3月31日	平成27年6月11日

(注) 平成27年4月27日取締役会決議による配当金の総額には、従業員持株E S O P信託が保有する自社の株式に対する配当金8,194千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総 額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成28年4月25日 取締役会	普通株式	284,197	利益剰余金	20.00	平成28年3月31日	平成28年6月3日

(注) 平成28年4月25日取締役会決議による配当金の総額には、従業員持株E S O P信託が保有する自社の株式に対する配当金5,822千円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。デリバティブ取引は、株式の価格変動リスクを回避するための手段として株式先渡取引を行っており、投機的な取引は行っておりません。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	1, 527, 828	1, 527, 828	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	4, 075, 625 △4, 937		
	4, 070, 688	4, 070, 688	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	479, 016	479, 016	—
(4) 買掛金	(1, 495, 626)	(1, 495, 626)	—
(5) 短期借入金	(1, 892, 000)	(1, 892, 000)	—
(6) 未払法人税等	(224, 520)	(224, 520)	—
(7) 長期借入金 (1年以内に返済予定のものを含む)	(1, 541, 168)	(1, 546, 760)	△5, 592
(8) デリバティブ取引	27, 760	27, 760	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。尚、受取手形及び売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金、(5) 短期借入金、並びに(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、株式先渡取引であり、時価については原資産の時価、約定価格に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額334,187千円）及び投資事業組合への出資（同197,095千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事業所用施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20年と見積り、割引率は利付国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

当連結会計年度における総額の増減

期首残高	18,886千円
時の経過による調整額	387千円
期末残高	19,274千円

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 567円29銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 37円13銭 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 当連結会計年度の普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に、従業員持株E S O P信託として保有する当社株式（当連結会計年度末291,100株）を含めております。なお、当該信託として保有する当社株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において344,986株であります。

貸 借 対 照 表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,666,454	流 動 負 債	4,630,301
現 金 及 び 預 金	862,246	買 掛 金	1,265,169
受 取 手 形	123,432	短 期 借 入 金	1,602,000
売 掛 金	3,016,592	関係会社短期借入金	70,000
商 品 及 び 製 品	22,204	1年内返済予定の長期借入金	392,398
仕 掛 品	193,972	未 払 費 用	237,494
原材料及び貯蔵品	13,877	未 払 法 人 税 等	191,348
前 払 費 用	96,340	未 払 消 費 税 等	90,531
繰 延 税 金 資 産	214,378	前 受 金	159,953
そ の 他	125,412	賞 与 引 当 金	490,894
貸 倒 引 当 金	△2,003	受 注 損 失 引 当 金	10,094
		そ の 他	120,416
固 定 資 産	8,602,647	固 定 負 債	2,145,413
有形固定資産	5,600,634	長 期 借 入 金	1,148,770
建 物	1,732,971	関係会社長期借入金	270,000
構 築 物	14,309	リ ー ス 債 務	330,925
機 械 及 び 装 置	302,660	退 職 給 付 引 当 金	26,123
車 両 運 搬 具	11,984	役員退職慰労引当金	181,500
工 具 器 具 備 品	62,515	長 期 預 り 保 証 金	102,914
土 地	3,475,663	資 産 除 去 債 務	17,545
建 設 仮 勘 定	530	そ の 他	67,634
無形固定資産	257,417	負 債 合 計	6,775,715
ソ フ ト ウ ェ ア	163,789	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	80,033	株 主 資 本	6,487,561
電気供給施設利用権	8,404	資 本 金	440,200
電 話 加 入 権	5,189	資 本 剰 余 金	152,412
投資その他の資産	2,744,595	資 本 準 備 金	152,412
投 資 有 価 証 券	75,802	利 益 剰 余 金	6,755,367
関係会社株式	2,020,793	利 益 準 備 金	84,505
出 資 金	165,112	その他利益剰余金	6,670,861
関係会社出資金	37,655	固定資産圧縮積立金	21,284
差 入 保 証 金	132,169	別 途 積 立 金	3,460,000
施 設 利 用 権	128,055	繰越利益剰余金	3,189,576
リース投資資産	54,185	自己株式	△860,418
繰 延 税 金 資 産	63,399	評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,825
そ の 他	67,421	その他有価証券評価差額金	5,825
		純 資 産 合 計	6,493,387
資 産 合 計	13,269,102	負 債 及 び 純 資 産 合 計	13,269,102

損 益 計 算 書

(平成27年 4 月 1 日から)
(平成28年 3 月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		15,244,633
売上原価		12,304,145
売上総利益		2,940,488
販売費及び一般管理費		2,461,425
営業利益		479,062
営業外収益		
受取利息	41	
受取配当金	120,758	
受取賃貸料	182,357	
その他	21,227	324,385
営業外費用		
支払利息	48,724	
賃貸収入原価	98,813	
その他	3,502	151,039
経常利益		652,408
特別損失		
出資金評価損	139	
投資有価証券清算損	115	254
税引前当期純利益		652,153
法人税、住民税及び事業税	216,910	
法人税等調整額	△12,927	203,983
当期純利益		448,170

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										評価・換算差額等		純資産 合 計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・ 換 算 差 額 等 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計					
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金						
当 期 首 残 高	440,200	152,412	152,412	84,505	19,975	3,460,000	3,026,912	6,591,393	△949,472	6,234,533	21,813	21,813	6,256,346
当 期 変 動 額													
剰余金の配当							△284,197	△284,197		△284,197			△284,197
当期純利益							448,170	448,170		448,170			448,170
固定資産圧縮積立金の 取崩					△702		702	－		－			－
自己株式の処分									89,054	89,054			89,054
税率変更による積立金 の調整額					2,012		△2,012	－		－			－
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）											△15,987	△15,987	△15,987
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	1,309	－	162,664	163,973	89,054	253,028	△15,987	△15,987	237,040
当 期 末 残 高	440,200	152,412	152,412	84,505	21,284	3,460,000	3,189,576	6,755,367	△860,418	6,487,561	5,825	5,825	6,493,387

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品・製品・原材料………移動平均法

仕掛品………個別法

貯蔵品………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェア…見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用のソフトウェア………見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

電気供給施設利用権……………定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来発生が見込まれる損失額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

② その他の工事 工事完成基準

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産	
担保資産の内容及びその金額	
建物	601, 118千円
土地	1, 728, 412千円
合計	2, 329, 530千円
担保に係る債務の金額	
1年内返済予定の長期借入金	142, 760千円
長期借入金	857, 240千円
合計	1, 000, 000千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	2, 722, 391千円
3. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	38, 492千円
長期金銭債権	400千円
4. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	316, 288千円
長期金銭債務	360, 300千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	140, 225千円
仕入高	1, 232, 015千円
営業取引以外の取引	375, 921千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	1, 034, 422	—	118, 600	915, 822

- (注) 1. 自己株式の減少は、従業員持株E S O P信託による売却であります。
2. 当事業年度末の自己株式の株数のうち従業員持株E S O P信託が所有する株式数は、291, 100株であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

ソフトウェア償却費	4,418千円
投資有価証券評価損	4,899千円
受注損失引当金	3,115千円
賞与引当金	151,489千円
退職給付引当金	7,999千円
役員退職慰労引当金	56,010千円
関係会社株式評価損	212,229千円
その他	69,764千円
小計	509,926千円
評価性引当金	△219,836千円
繰延税金資産合計	290,089千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,570千円
固定資産圧縮積立金	△9,741千円
繰延税金負債合計	△12,312千円

繰延税金資産の純額

277,777千円

(注) 繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれています。

流動資産－繰延税金資産	214,378千円
固定資産－繰延税金資産	63,399千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.9%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.1%
評価性引当金額の増減	0.1%
税額控除	△1.2%
その他	0.3%
小計	△1.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が12,933千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額13,074千円、その他有価証券評価差額金が141千円それぞれ増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ラムダシステムズ	所有直接 100.0	当社からのソフト ウェア開発受託	事務所賃貸 (注) 1	75,132	前受金	6,761
子会社	株式会社ギガ	所有直接 100.0	当社からのソフト ウェア開発受託	資金の借入 (注) 2	270,000	関係会社 長期借入金	270,000
子会社	コアネット インタナショナル 株式会社	所有直接 98.6	当社からのソフト ウェア開発受託	事務所賃貸 (注) 1	49,200	前受金	4,552

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 事務所の賃貸については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、取引価格を決定しています。
2. 株式会社ギガからの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間3年としております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 466円52銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 32円32銭 |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 当事業年度の普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に、従業員持株E S O P信託として保有する当社株式（当事業年度末291,100株）を含めております。なお、当該信託として保有する当社株式の期中平均株式数は、当事業年度において344,986株であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月16日

株 式 会 社 コ ア
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 竹 野 俊 成 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 今 西 恭 子 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コアの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月16日

株 式 会 社 コ ア
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 竹 野 俊 成 ⑩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 今 西 恭 子 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コアの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、開示すべき重要な不備は発見されていない旨の報告を取締役等及び会計監査人新日本有限責任監査法人から受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、平成28年1月16日に澤昭裕氏の逝去に伴い、社外監査役を上村光昭氏に交代しております。

平成28年5月23日

株式会社	コ	ア	監査役会				
常	勤	監	査	役	木	下	利之 ㊟
監	査	役			鈴	木	正明 ㊟
監	査	役			上	村	光昭 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号、以下「改正会社法」という。）が平成27年5月1日に施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する条文の新設並びに監査役会及び監査役に関する条文の削除等、定款の一部を変更するものであります。
- (2) 当社が導入している執行役員制度による経営体制が定着したことから、取締役の員数を合理的な水準に改めるため、条文の変更を行うものであります。
- (3) 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役につきまして、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、条文の変更を行うものであります。なお、当該定款変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 現行定款において規定している監査役の責任免除に関する規定につきましては、監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持することができるよう附則に経過的な措置を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。
なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。
(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第4条（条文省略）	第1章 総 則 第1条～第4条（現行どおり）
第2章 株 式 第5条～第9条（条文省略）	第2章 株 式 第5条～第9条（現行どおり）
第3章 株 主 総 会 第10条～第16条（条文省略）	第3章 株 主 総 会 第10条～第16条（現行どおり）
第4章 取締役及び取締役会 第17条（条文省略）	第4章 取締役及び取締役会 第17条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>20</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、 <u>10</u> 名以内とする。
(新設)	<u>2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u>
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(取締役の任期) 第20条 (条文省略)	(取締役の任期) 第20条 (現行どおり)
(新設)	<u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
<u>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	<u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>
第21条～第22条 (条文省略)	第21条～第22条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第24条 (条文省略)	第24条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の決議の省略) 第25条 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> (新設)	(取締役会の決議の省略) 第25条 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u> 第26条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u>
(取締役会の議事録) 第26条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、議長並びに出席した取締役及び<u>監査役</u>がこれに記名押印し、又は電子署名する。 第27条（条文省略） (取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）</u>は、株主総会の決議によって定める。	(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印し、又は電子署名する。 第28条（現行どおり） (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u> 第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会) 第30条 当会社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u> <u>(監査役の員数)</u> 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。 <u>(監査役の選任方法)</u> 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>(監査役の任期)</u> 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。 第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第31条 当会社は、<u>監査等委員会を置く。</u> (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(<u>監査役会の招集通知</u>) 第34条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。 (<u>監査役会の決議方法</u>) 第35条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> (<u>常勤の監査役</u>) 第36条 <u>監査役会</u>は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> (<u>監査役会の議事録</u>) 第37条 <u>監査役会</u>の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。 (<u>監査役会規程</u>) 第38条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。 (<u>監査役の報酬等</u>) 第39条 <u>監査役の報酬等</u>は、<u>株主総会の決議によって定める。</u>	(<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第32条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>監査等委員</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。 (<u>監査等委員会の決議方法</u>) 第33条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> (削除) (<u>監査等委員会の議事録</u>) 第34条 <u>監査等委員会</u>の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。 (<u>監査等委員会規程</u>) 第35条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の責任免除) 第40条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>	(削除) (削除)
第6章 会計監査人 第41条～第43条（条文省略） （会計監査人の報酬等） 第44条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。	第6章 会計監査人 第36条～第38条（現行どおり） （会計監査人の報酬等） 第39条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計 算 第45条～第47条（条文省略） (新設)	第7章 計 算 第40条～第42条（現行どおり）
	附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 1 当社は、<u>第47期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>第47期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。また、当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当 社株式の数
1	たね むら りょう へい 種 村 良 平 (昭和15年1月4日)	昭和48年5月 コアグループ結成 代表 昭和48年12月 株式会社システムコア 代表取締役社長 平成15年6月 株式会社コア 代表取締役会長、最高経営責任者（現任）	株 420,080
2	まつ なみ まさ のぶ 松 浪 正 信 (昭和31年5月12日)	昭和54年4月 株式会社システムコア入社 平成3年4月 株式会社システムコア S I サービス統括本部 ME S I 事業部 通信システム部長 平成9年4月 株式会社コア 企画、国際事業本部担当本部長 平成11年7月 新規・特別事業カンパニー プレジデント補佐 平成13年4月 新規・特別事業カンパニー 理事 平成18年4月 執行役員プロダクトソリューションカンパニー 社長 平成20年4月 執行役員中四国カンパニー社長 平成22年4月 常務執行役員中四国カンパニー社長・グリーン I T戦略担当 平成23年6月 取締役常務執行役員中四国カンパニー社長・グ リーン I T戦略担当・西日本戦略担当 平成24年4月 取締役専務執行役員、ソリューション統括本部 長、拠点戦略担当 平成26年4月 代表取締役社長執行役員、最高執行責任者、S I ビジネス本部担当、先端組込み開発センター 担当 平成27年4月 代表取締役社長執行役員、最高執行責任者、先 端組込み開発センター担当 平成28年4月 代表取締役社長執行役員、最高執行責任者（現 任）	22,000

[illegible]

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当 社株式の数
4	いち かわ たかし 市 川 卓 (昭和36年1月6日)	昭和58年4月 日本ソフトウェア開発株式会社（現株式会社システナ）入社 平成17年7月 株式会社コア入社 平成21年10月 ビジネスソリューションカンパニー金融システム部長 平成22年4月 理事ビジネスソリューションカンパニー金融システム部長 平成23年4月 執行役員ビジネスソリューションカンパニー社長 平成25年4月 常務執行役員ビジネスソリューションカンパニー社長 平成26年6月 取締役常務執行役員ビジネスソリューションカンパニー社長兼営業統括部長 平成27年4月 取締役常務執行役員、最高財務責任者、最高情報責任者、管理統括本部長兼情報企画部長 平成27年6月 取締役専務執行役員、最高財務責任者、最高情報責任者、管理統括本部長兼情報企画部長 平成28年4月 取締役専務執行役員、最高財務責任者、最高情報責任者、管理統括本部長（現任）	株 7,100
5	こう やま ゆう じ 神 山 裕 司 (昭和40年6月20日)	平成3年4月 山武ハネウエル株式会社（現アズビル株式会社）入社 平成10年7月 株式会社コア入社 平成13年10月 システムウェア事業カンパニー営業部担当部長 平成14年4月 事業戦略本部メディアソリューション営業部長 平成15年6月 社長室長 平成18年1月 株式会社ラムダシステムズ 代表取締役社長 平成23年4月 株式会社コア 執行役員中部カンパニー社長 平成26年4月 常務執行役員エンベデッドソリューションカンパニー社長 平成27年6月 取締役専務執行役員エンベデッドソリューションカンパニー社長（現任）	株 16,300

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	きのしたとしゆき 木下利之 (昭和28年5月13日)	昭和62年4月 大阪コア株式会社入社 平成6年4月 株式会社システムコア財務経理部部長 平成9年4月 株式会社コア経営企画本部担当本部長 平成12年4月 上場準備室長 平成15年6月 執行役員会長室長 平成18年4月 常務執行役員会長室長 平成19年6月 取締役常務執行役員経営戦略・関係会社担当、 会長室長 平成23年4月 取締役専務執行役員経営戦略・関係会社担当、 会長室長 平成25年2月 取締役専務執行役員経営戦略・関係会社担当、 秘書室管掌 平成27年4月 取締役専務執行役員経営戦略担当 平成27年6月 監査役（現任）	株 28,800
2	すずきまさあき 鈴木正明 (昭和26年7月28日) [社外]	昭和52年11月 監査法人中央会計事務所入所 平成2年9月 中央新光監査法人 社員就任 平成8年8月 中央監査法人 代表社員就任 平成18年6月 中央青山監査法人 評議員 理事長代行就任 平成19年8月 みすず監査法人 清算人 平成20年10月 新日本有限責任監査法人 シニアパートナー 平成23年7月 新日本有限責任監査法人 コンプライアンス推進室室長 平成24年7月 公認会計士・税理士鈴木正明事務所所長（現任） 平成25年6月 株式会社コア 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士・税理士鈴木正明事務所所長 JESCOホールディングス株式会社常勤監査役	—

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当 社株式の数
3	さか ぐち しょう ご 坂 口 省 吾 (昭和28年 5月27日) [社 外]	昭和51年 4 月 野村證券株式会社入社 平成10年 6 月 同社 取締役 平成14年 4 月 同社 常務取締役 平成15年 6 月 同社 常務取締役兼野村ホールディングス株式 会社執行役 平成20年 4 月 野村バブcockアンドブラウン株式会社 取締 役兼執行役社長 平成23年 4 月 野村證券株式会社 顧問 平成23年 6 月 株式会社ジャフコ 監査役 平成25年 7 月 株式会社コア 顧問 平成26年 6 月 社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) エース証券株式会社顧問 株式会社アインホールディングス顧問	株 7,000
4	はやし りょう ぞう 林 良 造 (昭和23年 3月13日) [社 外]	昭和45年 4 月 通商産業省（現経済産業省）入省 平成14年 7 月 経済産業省経済産業政策局長 平成15年 7 月 独立行政法人経済産業研究所コンサルティング フェロー（現任） 平成16年 6 月 帝人株式会社 独立社外監査役 平成17年 4 月 東京大学 公共政策大学院 教授 明治大学 法科大学院 客員教授 平成19年 4 月 株式会社経営共創基盤経営諮問委員（現任） 株式会社東京大学エッジキャピタル顧問 (現任) 平成21年 4 月 キヤノングローバル戦略研究所理事・特別顧問 (現任) 平成21年 6 月 伊藤忠商事株式会社独立社外監査役 平成22年 5 月 株式会社紀陽銀行経営諮問委員（現任） 平成23年 4 月 東京大学公共政策大学院客員教授（現任） 明治大学研究推進部特任教授（現任） 平成23年 9 月 ロバート・ボッシュ社インターナショナル・ア ドバイザリー・ボード・メンバー（現任） 平成23年11月 明治大学国際総合研究所所長（現任） 平成24年 4 月 ユーラシア・グループアドバイザー（現任） 平成24年10月 シティバンク 銀行株式会社取締役（非常勤） (現任) 平成27年 6 月 株式会社コア 社外取締役（現任） 平成27年 7 月 一般財団法人機械振興協会理事・経済研究所所 長（現任） (重要な兼職の状況) シティバンク 銀行株式会社取締役（非常勤） 明治大学国際総合研究所所長	—

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木正明氏、坂口省吾氏および林良造氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は鈴木正明氏、坂口省吾氏および林良造氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。監査等委員である取締役に就任した場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、鈴木正明氏、坂口省吾氏および林良造氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、各氏との間で会社法第423条第1項に規定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。
4. 鈴木正明氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、また、すでに当社の社外監査役を3年間務め、当社の事業内容等に精通していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 坂口省吾氏につきましては、すでに当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場から意見をいただいております。引き続き取締役会の意思決定に際し適切な指導をお願いするため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は2年であります。
6. 林良造氏につきましては、すでに当社の社外取締役として、幅広い経歴を通しての豊富な経験と見識をもとに、当社の経営を監督し、経営全般に対しての助言をいただいております。引き続き取締役会の意思決定に際し適切な指導をお願いするため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は1年であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成11年6月28日開催の第30期定時株主総会において年額3億円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経営情勢等諸般の事情も考慮して、年額3億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名となります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額3千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬額は、平成27年6月25日開催の第46期定時株主総会において、年額の取締役報酬とは別枠として、50百万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬額に関する定めを廃止し、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」の年額3億円以内の報酬額とは別枠として、取締役（監査等委員である取締役および監査等委員以外の取締役のうちの社外取締役を除く。）に対して、年額50百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストック・オプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた取締役に對し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されまると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名となります。

当社は、本制度により、取締役が株主の皆様と利益意識を共有し、中長期的な業績の向上及び企業価値の増大への貢献意欲を従来以上に高め、株主重視の経営意識を一層促進することができること等から、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

記

当社の取締役（監査等委員である取締役および監査等委員以外の取締役のうちの社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は500個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、及び従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社の執行役員に対しても、株式報酬型ストック・オプションとして上記と同内容の新株予約権を、取締役会の決議により割り当てる予定であります。

以 上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月23日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

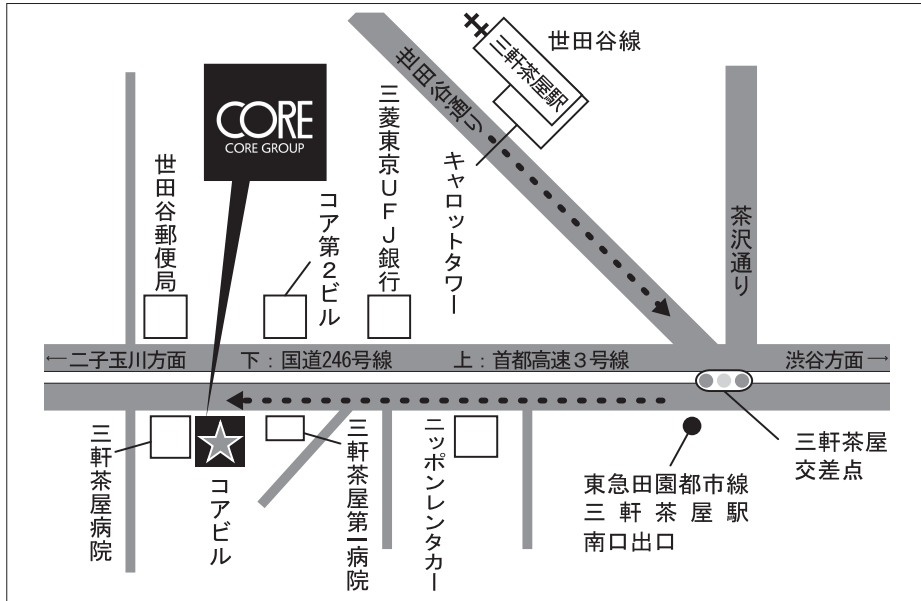
システム等に関するお問い合わせ

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場 東京都世田谷区三軒茶屋一丁目22番3号

コアビル 会議室（コア第2ビルとお間違いの無い様、ご注意ください。）

東急田園都市線「三軒茶屋駅」下車5分。(急行が停車します。)

田園都市線の場合は、改札を出て南口Bの階段から地上に上がってください。

国道246号線沿いを高速道路を右手に見ながら、二子玉川方面へお進みください。

三軒茶屋第一病院を越えたところにある、COREとロゴの入った白いビルです。

なお、当日は当社駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

コアグループURL

<http://www.core.co.jp/>